② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者

(A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

(B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

(C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

(D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

(E) 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

(F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

(G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実

③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、物品製造等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要領に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。

(3) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 特定建設工事共同企業体の構成　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録している者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。

(6) 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

① 特定建設工事共同企業体の代表者が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事(イ)、又は(イ)及び(ロ)の施工実績を有していること。

なお、代表者が同種工事(イ)のみの施工実績を有している場合は、代表者以外の構成員が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事(ロ)の施工実績を有していること。

また、代表者が同種工事(イ)及び(ロ)の施工実績を有している場合には、代表者以外の構成員が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事(イ)又は(ロ)の施工実績を有していること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

【同種工事として認める施工実績の要件】

(イ) 平成23年７月版ダム・堰施設技術基準(案)マニュアル編水門扉・放流管・付属施設設計マニュアル２－８選択取水ゲート２－８－４形式の選定に示している直線多段式ゲート、直線多重式ゲート、半円形多段式ゲート、円形多段式ゲート、又は側壁付円形多段式ゲートを自ら製作・据付を行った工事

(ロ) 平成23年７月版ダム・堰施設技術基準(案)マニュアル編水門扉・放流管・付属施設設計マニュアル２－６小容量放流設備用主ゲート・バルブ２－６－２形式の選定に示しているジェットフローゲート、高圧スライドゲート（矩形タイプ）、ホロージェットバルブ、フィックストコーンバルブ、コーンスリーブバルブ、又は引張りラジアルゲートを自ら製作・据付を行った工事

※「自ら製作・据付を行った工事」とは、自らゲート設備全体のシステム設計を行い、ゲート設備を構成する設備全体の施工を行った新設工事とし、整備及び修繕工事等は対象外とする。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有してから、営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(7) 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であること。

(8) 代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

(9) 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。

(10) 施工方式　共同施工方式とする。

8 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　7(5)の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7(5)の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。

また、この場合においては、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、7(5)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

9 資格審査結果の通知　「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「川上ダム取水放流設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年３月13日

日本放送協会　経理局長　竹田　良治

◎調達機関番号　325　◎所在地番号　13

○第 2017－１－355 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号　14、71、27

(2) 購入等件名及び数量　本部情報管理制御システムの更新に係るハードウェア等機器の調達　１式

2 意見の提出方法

(1) 意見の提出期限　平成30年４月12日17時　郵送の場合は必着のこと

(2) 提出先　〒150－8001　東京都渋谷区神南２－２－１　日本放送協会経理局調達企画部　ＴＥＬ03－5455－5520　ＦＡＸ03－5455－2110